

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年6月30日 (3回目)
目標年度	令和18年
市町村名 (市町村コード)	明石市 (28203)
地域名 (地域内農業集落名)	鳥羽新田地区 (鳥羽新田集落)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	11.6 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	11.1 h a
② 田の面積	10.1 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	1.5 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	7.2 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	-1.5 h a
（参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	h a
（備考） ⑤＝地域内の農業を担う者一覧の「10年後の経営面積＋作業受託面積」－「現状欄の経営面積＋作業受託面積」 将来引き受ける意向のない農地については、地域計画において鋭意引き受け手を探すこととする。	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地は、昭和57年から昭和62年にかけて圃場整備事業が実施された。温暖な気候と大都市に近い地理的条件ではあるが、地区内の農家のほとんどが自給的農家であり、保全管理のみの農地も多い。当地区も他の地区と同様に、農業者の高齢化が進み、後継者が不足する事態となっている。

また、区域の近辺は住宅街で店舗等も多くあり、市街化区域への編入の期待が高まっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

- ・自家消費のものも含め、生産活動については可能な限り継続する中で、地域ぐるみで農地を守っていく取り組みを検討していく。
- ・担い手となり得る農業者に農地を集約化できるかの可能性を探る。
- ・緑肥による減農薬・減化学肥料の水稻栽培に継続して取り組む。
- ・地域ぐるみでため池や水路の維持・保全に協力する。また、ため池クリーンキャンペーンも継続して実施する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	1.1	%	将来の目標とする集積率 1.1 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
農地所有者と担い手の意向を確認しながら、農地バンクを活用して目標地図に示した農地の集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
貸借設定や作業委託等で、可能な範囲で農用地の集積・集約を試みる。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
所有者の貸し付け意向・時期などに配慮しながら、農地バンクを通じて貸し付けを行っていく。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・ 多面的機能支払交付金を活用した農業水利施設の保全整備を継続していく。 ・ 現状では水利の調整が複雑であり、入り作や新規就農者の参入の障害になることも予想される。必要に応じてパイプライン等の導入も検討課題である。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
民間企業の参入については賛成であり、申し入れがあれば地域全体として前向きに検討する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
必要に応じて、農業協同組合等の作業委託を活用する。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】	
①アライグマやヌートリアの被害が拡大しないよう農業者と市（猟友会）が連携し、捕獲器の設置・捕殺を進める。	

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 18 年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
1	認農		水稻・野菜	0.08 ha	0 ha	水稻・野菜	0.08 ha	0 ha	R	
2	認農		水稻・野菜	0.05 ha	0 ha	水稻・野菜	0.05 ha	0 ha	B	
3	利用者		水稻	0.10 ha	0 ha	水稻	0.10 ha	0 ha	O	
4	利用者		水稻	0.14 ha	0 ha	水稻	0.14 ha	0 ha	L	
5	利用者		水稻・野菜	0.56 ha	0 ha	水稻・野菜	0.46 ha	0 ha	I	
6	利用者		水稻	0.08 ha	0 ha	水稻	0.08 ha	0 ha	P	
7	利用者		水稻	0.37 ha	0 ha	水稻	0.37 ha	0 ha	N	
8	利用者		果樹、野菜	0.24 ha	0 ha	果樹、野菜	0.24 ha	0 ha	Y	
9	利用者		水稻	0.19 ha	0 ha	水稻	0.19 ha	0 ha	X	
10	利用者		水稻	0.01 ha	0 ha	水稻	0.01 ha	0 ha	S	
11	利用者		水稻	0.08 ha	0 ha	水稻	0.08 ha	0 ha	F	
12	利用者		水稻	1.37 ha	0 ha	水稻	0.70 ha	0 ha	E	
13	利用者		水稻	0.24 ha	0 ha	水稻	0.24 ha	0 ha	H	
14	利用者		水稻	0.01 ha	0 ha	水稻	0.01 ha	0 ha	G	
15	利用者		水稻	0.48 ha	0 ha	水稻	0.48 ha	0 ha	Q	
16	利用者		水稻	0.67 ha	0 ha	水稻	0.16 ha	0 ha	V	
17	利用者		水稻	0.46 ha	0 ha	水稻	0.25 ha	0 ha	J	
18	利用者		水稻	0.44 ha	0 ha	水稻	0.44 ha	0 ha	K	
19	利用者		水稻	0.18 ha	0 ha	水稻	0.18 ha	0 ha	A	
20	利用者		水稻	0.11 ha	0 ha	水稻	0.11 ha	0 ha	U	
21	利用者		水稻	0.18 ha	0 ha	水稻	0.18 ha	0 ha	M	
22	利用者		水稻	0.04 ha	0 ha	水稻	0.04 ha	0 ha	C	
23	利用者		水稻	0.71 ha	0 ha	水稻	0.71 ha	0 ha	Z	
24	利用者		水稻	0.08 ha	0 ha	水稻	0.08 ha	0 ha	D	
25	利用者		水稻	0.34 ha	0 ha	水稻	0.34 ha	0 ha	T	
26	利用者		水稻	0.08 ha	0 ha	水稻	0.08 ha	0 ha	W	
	計	26経営体		7.30 ha	0 ha		5.82 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）